

環境省との連携強化について

1 連携に向けた合意について

令和 2 年 10 月 23 日に環境大臣と農林水産大臣間で「「コロナ禍の経済社会の再設計（Redesign）に向けた「農林水産省×環境省」の連携強化に関する合意」として、国立公園と国有林の連携等 14 項目の取り組みが合意されました。

2 国有林としての取り組みについて

連携強化に関する合意を受け、環境省自然環境局及び林野庁国有林部において「国立公園と国有林の連携に関するプロジェクトチーム」を設置し検討を行い「国立公園と国有林における世界水準を目指した連携の推進について」として取りまとめました。

具体的には、実施地域として重点地域と個別事業モデル地域を定め、保全・利用・管理の各課題について連携事業実施することとしており、実施にあたっては現地実態に即して検討及び実施を基本とし情報共有と併せ連携して対応することとしています。

3 管内における連携について

(1) 重点地域

- ・日光国立公園（満喫プロジェクト）

(2) 重点地域以外の地域

- ・妙高戸隠連山国立公園
- ・磐梯朝日国立公園（満喫プロジェクト）

満喫プロジェクト地域部会において、登山フォールド部会及びランドスケープ部会に参加

- ・上信越高原国立公園

3 参考

(1) コロナ後の経済社会の再設計（Redesign）に向けた「農林水産省×環境省」の連携強化に関する合意

(2) 国立公園と国有林における世界水準を目指した連携の推進について

(3) 国立公園と国有林の連携事業調査について

コロナ後の経済社会の再設計（Redesign）に向けた
「農林水産省×環境省」の連携強化に関する合意

令和2年10月23日
農 林 水 産 省
環 境 省

総 論

1. 農林水産業は、生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退といった課題に加え、コロナ危機と気候危機の2つの危機に直面している。また、気候変動問題や海洋プラスチック問題を含むSDGsへの対応や、自然資源を活かした観光振興等の魅力あふれる国土・地域づくりを進めていくためには、農林水産政策と環境政策との緊密な連携が不可欠である。

こうした中で、農林水産省は、農林水産業及び食品産業を環境も経済も向上させる環境創造型産業へ進化させることを目指し、農業生産のグリーン化やスマート農業の促進に取り組むとともに、今後、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の確保をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略」（仮称）を策定していくこととしている。一方、環境省は、地域資源を活かした自立・分散型社会である「地域循環共生圏」の創造に取り組んでいる。

これらを更に発展させるため、農林水産省と環境省は、一層の連携強化を図っていく。

脱炭素社会への移行

2. 地域の活性化と農林水産業における2050年CO2ゼロエミッション達成を目指し、農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進を含む食とエネルギーの地産地消、省エネの取組、バイオマスエネルギーの利用促進、農地土壌への炭素貯留の促進、ブルーカーボンの吸収源としての可能性の検討等について連携協力する。
3. 環境省は、環境省庁舎における2030年までの再生可能エネルギー100%（RE100）達成を目指して電力調達に取り組んでいるが、RE100アンバサダーとして、更にRE100の取組拡大を図る。農林水産省は、環境省における経験・ノウハウの提供を受けつつ、農林水産省庁舎のRE100の実現に向け取り組む。
4. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用・調達情報を相互に共有しつつ、庁舎の木造化や木製品の利用などによる木材利用に率先して取り組む。

循環経済への移行

5. 生産から廃棄に至るフードサプライチェーンに関連する循環経済の取組として、食品ロスの削減、プラスチック資源循環等を推進する。
6. 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、漁業者と地方自治体が協力し、漁業操業時に回収した海洋ごみを持ち帰り処分する取組を連携して推進する。
7. 気候変動による海洋環境の変動等も踏まえ、栄養塩類の管理や藻場・干潟の保全・創造等、水環境の保全や水産資源の持続的利用のための取組を推進する
8. 両省は、消費者庁の協力も得て、食や農林水産物の持続可能な消費の拡大に向けた「あふの環（わ）2030プロジェクト」の取組を推進する。

分散型社会への移行

9. 国立公園、温泉地等や農山漁村地域において、連携してそれぞれの特性を活かしたワーケーション等を推進することにより、新しい日常における国民の保健休養と地域経済の活性化に取り組む。
10. 国立公園と国有林が重なる地域における優れた自然の保護と利用について、これまでの連携を基礎にして、重点事業や地域を特定し取組を推進する。
11. 湿地等の再生や森林整備・保全などの生態系を活用した防災・減災や農地の多面的機能の発揮に向けた取組を推進する。
12. 野生鳥獣の広域的な管理を含む適正な個体数管理の推進、農山漁村等での鳥獣被害の軽減、人材育成、多様な主体の参画等の取組を進める。

国際交渉における連携

13. 国際的に環境と農林水産業が一体的に議論される機会の増加に鑑み、地球環境の保全を図るとともに、我が国の利益が最大限反映されるよう、来年開催予定の気候変動COP26や生物多様性COP15等において連携して交渉に臨む。

その他

14. このほか両省は、働き方改革や広報戦略で連携を進めていく。

〔以上〕

国立公園と国有林における世界水準を目指した連携の推進について

令和3年4月21日

国立公園と国有林の連携に関するプロジェクトチーム

1. はじめに

農林水産省及び環境省では、令和2年10月23日に合意した「コロナ後の経済社会の再設計（Redesign）に向けた「農林水産省×環境省」の連携強化に関する合意」（以下「連携強化合意」という。）において、「国立公園と国有林が重なる地域における優れた自然の保護と利用について、これまでの連携を基礎にして、重点事業や地域を特定し取組を推進する。」こととしている。

日本の国立公園は、土地所有に関わらず指定できる制度であり、全国の国立公園の約6割（約130万ha）が国有林となっていることを踏まえ、国立公園を管理する環境省と国有林を管理する林野庁では、これまで、世界自然遺産地域の保護管理をはじめ優れた自然の保護と利用の両立に向けて、巡視、利用者案内、希少種保護やシカ対策等について各地で連携を進めてきた。また、近年では「国立公園満喫プロジェクト」の実施や「日本美しい森 お薦め国有林」等の利用施策においても連携した取組を推進している。

こうした中で、連携強化合意の内容を具体化するため、環境省自然環境局及び林野庁国有林野部においてプロジェクトチームを設置して検討を行ってきたところであり、その結果を以下のとおりとりまとめた。

農林水産省及び環境省では、本とりまとめを踏まえ、これまでの連携を基礎にしつつ、これを超える更なる取組を組織的な連携の下に推進し、将来的に世界上位の知名度を有する国立公園に日本の国立公園が含まれるようにするなど国立公園と国有林が重なる地域において、優れた自然の保護と利用の両立を世界水準で目指すこととする。

2. 連携事業の進め方

令和3年度から連携事業として、3. に掲げる実施地域において、4. に掲げる重点事業を実施する。特に3-①の重点地域においては、重点事業のうち新規性が高いなど世界水準を目指す上でモデルとなる事業を集中的に実施することとする。

事業の実施区域は、国立公園を基本としつつ、希少種の保護を図る地域や、世界自然遺産地域も含みうるものとする。

各地域における事業内容は、自然保護官事務所、森林管理署等の現地機関において、現地実態に即して検討及び実施することを基本とし、現地機関での連携事業を円滑に実施するため、環境省及び林野庁、地方環境事務所及び森林管理局においても情報共有を行うなど連携して対応することとする。また連携事業の実施状況や効果について、本プロジェクトチームにおいてフォローアップを行う。

3. 実施地域

① 重点地域

世界自然遺産級の優れた原生自然を有する地域、誘客ポテンシャルの高い地域であり、他地域のモデルとなりうる先駆的な取組を実施可能な地域として、次の地域を重点地域とする。

なお、重点地域については、地域の意見など今後検討に応じて変更等もあり得るものとする。

＜世界自然遺産級の優れた原生自然を有する地域＞ 知床、屋久島、西表石垣

＜誘客ポテンシャルの高い地域＞ 日光、中部山岳

② 個別事業のモデル地域

重点地域のほか、個別の重点事業のモデルとなり得る地域として、次の地域を個別事業のモデル地域とする。

阿寒摩周、支笏洞爺、白神山地、磐梯朝日、上信越高原、妙高戸隠連山、白山、吉野熊野、大山隠岐、足摺宇和海、阿蘇くじゅう

4. 重点事業

(1) 保全（世界中を惹きつける、傑出した大自然を厳格に保護）

（国立公園内に限定せずに全国的な観点から連携）

① 野生鳥獣被害対策、外来種対策、希少種保護増殖対策、景観保全対策

国立公園と国有林における連携優良事例をとりまとめ、全国に展開する。またシカ等の各種生息・観測情報の現場間での共有や、環境省各種事業と国有林野事業における実施予定の共有・調整により連携の強化を図る。

② 希少種の保全

国内希少野生動植物種の保護増殖事業を共同実施するとともに、生息地等の保護を推進し、必要に応じて生息地等保護区の指定に向けた検討を行う。例えば、イヌワシについては、採餌環境の創出と森林管理との調整を行い、繁殖率増加に向けた具体事例を形成する。

③ エコロジカルネットワーク

生物多様性保全に関するポスト 2020 生物多様性枠組の 2030 行動ターゲットの達成に向け、保護地域（国立公園、保護林、緑の回廊等）と生物多様性の保全に貢献しているその他の地域等（OECM）との連結性の確保に向けた検討を行う。

(2) 利用（国立公園に入ったと実感でき、国有林の大自然が感動を与える体験機会を提供）

① 利用者数調整や入域料等の利用者負担

ガイド付き限定エリアの設定など利用者調整（自然公園法に基づく利用調整地区や必要に応じ国有林の入林管理の仕組みを活用）、入域料等の利用者負担の仕組みについて、その必要性や実現可能性、自然環境への影響等の根拠となる調査を行い、実施に向

けた方針を検討する。

② 利用ルール・マナーの周知・指導、利用者への情報提供

自然体験活動促進や適正化のために定めたルール・マナー等の情報を共有するとともに、広報や周知、指導の方法等について検討する。看板・標識については、看板・標識の設置箇所の調整を行うこととし、場所の集約など早期にできる具体事例を形成する。

③ 利用環境の整備

地域の協議会等において、現在国会審議中の改正自然公園法案等に基づき自然体験活動促進の方針が策定された場合に、必要な手続きを迅速に実施する。また、歩道の笹刈り、展望地における通景伐採等の利用環境整備に関する地域方針の策定やその実施方策について整理する。

④ 登山道の整備・維持管理

管理状況・リスク・難易度に応じた登山道の整備・維持管理・活用方策について、民間事業者等による管理、自己責任の範囲、グレーディング等を含め連携して検討する。

⑤ 利用拠点の再生

集団施設地区及びその周辺エリアにおける廃屋撤去やリノベーション等の景観上質化、グランピングやトレッキングなど周辺フィールドの整備、維持管理、体験施設や宿泊施設の誘致や指導等について、取組方策を検討する。

⑥ 自然体験プログラムに関する情報の収集整理・発信

対象地域・周辺地域における既存のプログラムの情報収集、共有、ウェブ・コンテンツ集等での発信を検討する。

⑦ 周遊プログラム策定・広報等の共同プロモーション

国立公園とレクリエーションの森(美しの森)共通の周遊プログラムの策定や広報など、地域と連携した共同プロモーションについて検討する。

⑧ カーボンニュートラル実現に向けた取組

利用施設等での国産材活用、現地事務所を含む両省の直轄施設での RE100 や再生可能エネルギーの活用等のサステナビリティの実現に向けた取組について検討する。

※ 上記①③④⑤の事業を実施するに当たり必要な場合には土地管理権限の調整を行い、速やかに必要な措置を行うこととする。特に集団施設地区等の利用拠点、利用施設及びその周辺において、事業計画に応じて適当な場合には、所管換を行うことを含めて検討することとする。

(3) 管理（管理者の顔の見える充実した管理の実現）

① 巡視情報、取締り・指導情報の共有化

現地機関間において試行的にメール等で巡視情報を共有するものとする。また、得られた情報をビジターセンター等の施設で集約し、利用者に提供することを検討する。さらに、上記の簡易な方法での試行を踏まえ、今後のシステムやデータベースの活用・変更を見据えた連携方法について連携して検討する。

② 自然災害や利用者の事故発生時における情報の共有化・対応連携

現地機関間において災害情報について試行的にメール等で情報を共有する方法や、利用者視点に立った入山情報の管理等について検討する。また、得られた情報をデジタルセンター等の施設で集約し、利用者に提供し、連携して対応することも検討する。

③ 共同研修の実施

両省の研修所や現場の施設等を用いた自然レクリエーション・自然解説や公園管理、森林管理の共同研修の実施可能性について検討する。まずは、今年度に、那須平成の森の環境省施設において、若手職員を対象とした研修を試行的に実施する。

④ 人事交流

両省の施策の相互理解と人的な連携強化のため、現場レベルでの若手職員の人事交流を行う。まずは、今年度に、屋久島と釧路（知床を担当）で実施する。

⑤ 入林・入山する際に必要な手続きの簡素化

調査研究等に関する申請時における様式の統一化やワンストップサービス等について、各種規定に盛り込むことについて検討する。

国立公園×国有林の世界水準を目指した連携の推進について

令和3年4月 農林水産省・環境省

R2.10.23 農林水産省×環境省 両大臣による連携強化合意
R2.12～R3.4 国立公園×国有林 連携PTを計3回開催

国立公園の約6割を国有林が占める。このため、環境省と林野庁がこれまでの連携を基礎にして、従来の枠を超える更なる連携を組織的に推進。米国にも劣らない世界水準の優れた自然の保護と利用の両立を目指す。（世界国立公園ランキングトップ25等への掲載を目標に）

知床、日光、屋久島など世界遺産クラスの大自然または誘客ポテンシャルのある地域を「重点地域」等として実施

<重点事業の例>

- **世界中を惹きつける、傑出した大自然を厳格に保護**
⇒ 両省の制度を組み合わせた保護の徹底
- **国立公園に入ったと実感でき、国有林の大自然が感動を与える体験機会を提供**
(雄大な自然体験フィールドやガイドの提供、入り口でのレクチャーや入域料、上質な滞在宿泊施設、利用者数や交通手段のコントロール、施設の脱炭素化)
⇒ 利用拠点の整備等に土地管理権限が必要な場合においては、所管換も含めて検討
- **管理者の顔の見える充実した管理体制の実現**
⇒ 災害等の情報共有・発信、両省庁職員の合同研修・人事交流



知床



日光



屋久島

<今後の予定>

- ⇒ 現場レベルのニーズに応じて更に具体化
- ⇒ PTにてフォローアップを実施

国立公園と国有林の連携事業調査について

(1) 重点地域について

型別	連携予定箇所・地域		環境省・森林管理局より出された想定される当面の取り組み
	国有林名(レク森の場合はレク森名) (管轄森林管理署等名)	国立公園名	
誘客促進型	【関東】 小田代・湯の湖自然観察教育林、奥日光国有林、黒部国有林 (日光森林管理署)	日光国立公園	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな利用形態にかかる地域合意の形成 ・バックラフトガイド活動の利用のあり方検討への指導・調整 ②国有林内に国立公園看板の共同設置、新規・既存看板への連名表記・整理 ・3者で協定を締結し、底地は国有林が無償提供、環境省・県が看板の設置・管理費用を措置。看板には林野庁、環境省、県の連名 ③那須平成の森における合同研修の実施 ④奥日光の歩道・園地の情報発信 ⑤満喫プロジェクトに伴う国有林の土地利用に関する相互連携 ⑥イヌワシの共同保護増殖計画の策定、列状間伐等による餌場の提供 ⑦シカ被害対策の連携強化 ・既存協議会と別枠で話合いの機会を創出、内容を公表 ⑧国立公園内の自然活動利用の促進 ・環境省主体でのアクティビティマニュアル(仮称)の作成への支援

(2) 重点地域以外の地域について

国有林名(レク森の場合はレク森名) (管轄森林管理署等名)	連携予定箇所・地域		環境省・森林管理局より出された想定される当面の取り組み
	国立公園名		
【関東】 妙高山スポーツ林、妙高杉ノ沢スポーツ林、笹ヶ峰自然休養林、妙高山、八貴山、焼ヶ山国有林(火打山周辺ライチョウ希少個体群保護林) (上越森林管理署) 【中部】 戸隠・大峰自然休養林、戸隠山国有林、黒姫山国有林 (北信森林管理署)	妙高戸隠連山国立公園		<ul style="list-style-type: none"> ①入山料等の利用者負担の実施 ②巡視情報、災害情報等の共有 ③ロングトレイルを通じた地域観光推進 ④ライチョウ生息地保護等の希少種保護対策 ⑤オオハンゴンソウ等の外来種対策 ⑥ワーケーション等の新たな森林空間の活用
【東北】 朝日山地森林生態系保護地域 (朝日庄内森林生態系保全センター、庄内、山形、置賜森林管理署) ※関東局管内除く	磐梯朝日国立公園 (特に朝日連峰地域)		<ul style="list-style-type: none"> ①巡視情報、災害情報、希少種保護、獣害情報等の共有や共同発信 ②合同巡視による現況把握 ③看板・標識の設置箇所の調整、統合、統一の検討 ④病害虫及び特定外来生物への対応 ⑤利用環境整備(登山道の笹刈りなど歩道の整備・維持管理等)の検討
【関東】 (福島森林管理署、下越森林管理署、村上支署、会津森林管理署)	磐梯朝日国立公園 (特に福島県、新潟県エリア)		<ul style="list-style-type: none"> ①巡視情報等の共有や発信とその仕組み作り ②合同巡視による現況把握 ③飯豊連峰保全協議会や朝日連峰保全協議会で行う登山道管理に係る連携強化の検討 ③利用環境整備(登山道の笹刈りなど歩道の整備・維持管理、展望地における修景伐採等)の検討 ④看板・標識の設置箇所の調整、統合、統一等の検討
【関東】 利根沼田森林管理署 【中部】 浅間山国有林 (東信森林管理署)	上信越高原国立公園		<ul style="list-style-type: none"> ①国指定浅間鳥獣保護区におけるイヌワシの採餌環境の創出に向けた連携 ・森林管理署が実施する人工林間伐や草刈りに合わせて、イヌワシや野ウサギ等の生息状況モニタリングを環境省で実施 ・樹木の伐採や草刈りに係る公園法の手続きについても柔軟に対応 ②アツモリソウの保護対策推進 ・森林管理署の取組みに協力するとともに、遺伝子解析や他のアツモリソウ生育地域との連携などにも環境省から働きかけを実施 ・ニホンジカによる被害や出没状況等の実態把握を目的として設置しているセンサーカメラの調査結果共有 ・東北大学の研究者が実施している遺伝子調査に対し、検体等の採取のためのフィールドを提供。その成果を踏まえ、環境省との連携した保護事業へと繋げていく ③入林届(無人航空機を飛行させる場合の入林届)の情報共有化(メール等の簡易な方法)

※ 上記、想定される当面の取り組みについては、今後連携に向けた調整資料となります。

具体的な取り組みについては、今後の連携に向けた協議により決定されます。

現在は、日光国立公園及び磐梯朝日国立公園において進められている満喫プロジェクト協議会に関東森林管理局として区域を管轄する森林管理署を主体に参加しています。